

流山市農業委員会
平成25年第6回
総会議事録

平成25年6月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第6回総会議事録

1 期 日 平成25年6月26日(水)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 4番 中村 彰男 5番 酒巻 孝美

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

7番 青野 直

7 書記名 係長 田村 敏一

8 事務局 局長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	5
(4) 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について	7
(5) 議案第27号 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について	8
(6) 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	9
(7) 議案第29号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	11
(8) 議案第30号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価・平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	12
(9) 議案第31号 農地取得下限面積の修正の必要性について	16
(10) 報告第10号 農地違反転用対策委員会の報告について	21
(11) 報告第11号 専決処理の報告について	23

開会 午後3時02分

高市議長 皆さん、今日は、大変暑い日が続きましたが、ここ2、3日ですね、やはり入梅でございますので、一息ついたような形かとこのように思っております。また、今日はですね、いろいろ雨の中御出席いただきまして、本当に御苦労さまでございます。

それではですね、ただ今から、平成25年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、7番、青野委員が議会の総務委員会で欠席をされておりますので、届出がありましたので、御報告を申し上げます。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。4番、中村彰男委員、5番、酒巻委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日、御審議いただく案件は、議案第23号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第31号の「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの9議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第10号の「農地違反転用対策委員会の報告について」及び報告第11号の「専決処理の報告について」の2項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第23号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条許可申請は1件です。初めに権利者ですが、流山市南の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市南の田、6筆、面積は4,775㎡です。

次に申請事由につきましては、営農意欲を高めるため申請地の6筆について持分2分の1の贈与をしたいというものです。議案案内図につきましては1ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御報告いたします。

今月の案件は1件です。本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、流山インターチェンジの北約500mに位置している田6筆です。

申請理由ですが、営農意欲を高めるため、夫から妻へ持分分割による所有権の一部を贈与するものです。

申請地の田は、田植え済み及び耕起済みの状況でした。

次に権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は、約0.5ヘクタールで、農業従事者は1人です。

現在、耕作している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いしたいと思います。御質問ございませんか。

8番(水野委員) 因みにこの申請者は御夫婦だそうですけれど、年齢は何歳ぐらいでしょう。

小林委員長 奥さんの方は78歳でございます。

8番(水野委員) 旦那さんの方が78歳。

小林委員長 奥さんの方です。

8番(水野委員) 御苦労さまです。

高市議長 ほかにございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第24号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の4条許可申請は恒久転用が1件です。初めに申請者につきましては、流山市平方の方でございます。次に申請がありました土地は、流山市平方の畑、1筆、面積は214㎡です。転用目的は専用住宅用地とするもので、議案案内図につきましては2ページと3ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

申請理由については、申請者は、現在、父が建築した家に住んでいるということですが、老朽化が激しく、子供も二十歳を過ぎ、現在の住宅では手狭となったことから、今回、家を新築する計画をしたということです。

なお、住宅を建てるに当たり、現在の土地に建て替えることも考えたということですが、母親が高齢で仮住まいが難しいことから、関係課と相談したところ、新築後現在の住宅を取り壊せば建築が可能ということであったため、申請地に建築する計画にしたということです。

次に事業計画の概要であります。開発面積497㎡の土地に、建築面積82.58㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものです。

隣接する農地は申請者の所有ですが、被害防除対策としては、東側及び北側農地との境に小堤を設ける計画です。

次に、雨水、雑排水の処理対策については、雨水については宅地内浸透処理の計画、汚水排水については敷地内に設置する小型合併浄化槽で処理後、西側道路雨水管へ放流する計画です。

次に申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武野田線江戸川台駅の北西約1kmに位置し、周囲は、住宅等が連たんしている区域内にあり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に資金計画については、建築費が約3千8百30万円で、そのうち1千2百万円を借入れ、残りを申請者及び妻の自己資金で賄う計画であり、金融機関からの融資証明書及び勤務先からの残高証明書が添付されております。

次に他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑ございませんようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第25号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用が2件です。初めに1番です。権利者につきましては、流山市駒木台の方でございます。次に申請がありました土地は、流山市駒木台の畑、1筆、面積は499㎡です。転用目的は専用住宅用地とするもので、議案案内図につきましては、4ページと5ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

2番でございます。権利者につきましては流山市長崎1丁目の方でございます。次に申請がありました土地は、流山市長崎二丁目の畑、1筆、面積は800㎡です。転用目的は資材置場用地とするもので、議案案内図につきましては6ページと7ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件です。本案につきましては、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に1番についてですが、転用目的は分家住宅を建築しようとするものです。

移転の原因は、使用貸借です。

申請理由については、兄が実家を継ぐこととなり、申請者自身もこの春に結婚をし、家族が増え住宅が必要となったことから、家の新築を計画したということです。

隣接する農地への被害防除対策としては、雨水については宅内自然浸透処理の計画、汚水排水については敷地内に設置する小型合併浄化槽で処理後、東側道路U字溝へ放流する計画です。

土砂等の流出対策としては、申請地は前面道路より約40cmの勾配があることから、境界から30度の法面を設け、客土により造成を行い、流出を予防する計画です。

次に申請地の農地区分についてですが、申請地は柏の葉北総病院の西約200mに位置し、周辺には柏の葉公園、県民プラザなどの公共施設、東京大学キャンパス

などが集中しており、市街地化の傾向が著しい区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に資金計画については、建設費等が約3千3百80万円で、全額、金融機関からの融資で賄う計画であり、金融機関発行の融資審査結果承認書が添付されています。

次に他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に議案の2番ですが、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を設置しようとするものでございます。

権利者は流山市長崎にお住まいの方で、平成23年4月からエクステリア関係の事業を行っており、自宅等で資材を保管していましたが、仕事量が増え、自宅等での保管が難しくなってきたことから、今回申請がなされたものです。

主な事業区域は、流山市、柏市、松戸市を中心として、去年は年間約465万円、今年は4月現在で、約270万円を売り上げているとのこと。

申請理由については、自宅近隣の当該申請地を購入し、資材置場として整備するものです。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は流山市立長崎小学校の西側約300mに位置し、周囲は農地、高齢者福祉施設、資材置場となっており、生産性が低い農地区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に事業計画の概要ですが、レンガ、枕木等のガーデニング関係の資材等を置く計画でございます。

周辺への被害防除対策としては、雨水は敷地内浸透処理とし、土砂の流出対策としては、西側は既存の鋼板を利用し、南側はフェンスを設置する計画です。

次に資金計画については、土地購入費が約600万円、整備費が約360万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

最後に、資材置場の整備の際、転用後に建築物を建てるケースが見かけられるため、申請地には建築物を建てないこと、また、資材置場の出入口に接する公道の保全管理について確認を行ったところ、申請者から適正な管理を行う旨の念書の提出がありました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページを御覧ください。

議案第26号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は新規によるものが1件です。初めに権利者ですが、流山市上新宿新田の場で、職業は農業です。

利用権を設定する土地は、流山市小屋の田、3筆、面積は3,093㎡で、利用権の設定期間は新規により6年間です。議案案内図につきましては8ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は新規が1件です。権利者の職業は農業で年齢は85歳です。また、営農状況については耕作面積が約1.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名です。

次に現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも田植えが終わった状況でした。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことを基に審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。これより本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第26号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第27号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページを御覧ください。

議案第27号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の証明願は1件です。初めに申請者につきましては、流山市下花輪の方でございます。次に申請がありました土地は、流山市下花輪の畑、1筆、面積は581㎡です。本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑ですが、現況は20年以上前から住宅用地の一部として使用されております。このことから、申請地の地目変更登記申請をするため証明願の提出があったものでございます。議案案内図につきましては9ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第27号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を御報告いたします。

今月の案件は、1件です。本案についても審議に先立ち現地調査を行っており
ます。

申請地は流山クリーンセンターの南東約300mに位置している土地で、地目は畑
で、現況は宅地として使用されていました。

申請地は昭和53年に相続を受けた土地ではありますが、農業用機械を収容する倉
庫や作業場などが必要となり、申請地の一部に建築し、現在に至っているというこ
とでございます。

登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものでございます。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成5年1月に撮影された航空写真及
び固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことを基に審議したところ、今から20年以上は宅地として利用されているこ
とが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しま
した。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いし
たいと思います。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第27号について、原案のとおり証明することに賛成
の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」
を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第28号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の
規定による証明願を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は1件です。初めに相続人でございますが、相続人は流山市名都

借の方で、相続開始年月日は平成25年1月23日でございます。次に納税猶予の願出のありました土地は、流山市名都借の畑、5筆、面積は4,925㎡で、議案案内図につきましては10ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を御報告いたします。

今月の案件は1件でございます。本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

まず、被相続人ですが、大正8年生まれで、平成25年1月23日に93歳で亡くなりました。

相続人は被相続人の長男で、昭和26年生まれの61歳でございます。

引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるために証明願があったものでございます。

農業従事者は、申請者のほか妻と母親の合計3名であります。

申請地は、畑、5筆、4,925㎡で、現在、生産緑地の指定を受けており、柿、栗の木が植樹されておりましたが、畑の一部については、農地以外に使用されている箇所があったことから、その部分について、生産緑地の担当課と協議を行う必要が生じました。よって、生産緑地の区域が確定した後、納税猶予を受ける面積を確定させる必要があるため、この案件については、継続審査にするという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(水代委員) 先日の小委員会でちょっと気が付かなかったんですが、この鼠台の番のところに、持分2分の1でさんと共有っていうことになっているんですが、これ共有、さんて奥さんですか。

山口次長補佐 母親になります。

14番(水代委員) 親。

高市議長 よろしいですか。

14番(水代委員) 共有の場合に納税猶予ってというのは、将来なんですが、母親が亡くなった場合にはどのような取扱いになるんですか。

吉田次長 母親が亡くなった場合でも、今回相続人の方、この納税猶予を受けますと、生涯の耕作ということになりますので、仮に親が亡くなった場合でもこちらの土地は耕作するということになります。

14番(水代委員) 分かりました。

高市議長 ほかに御質問ありますか。質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 それではですね、これより採決に入ります。

議案第28号については、納税猶予申請地の面積が確定されなかったことから、継続審査とすることに賛成の方は挙手を願いたいと思います。

挙手、全員であります。

よって、議案第28号については、継続審査とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第29号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページを御覧ください。

議案第29号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本件の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の適用を受けておりますが、ここで20年間の適用期間が満了を迎えますことから、この適用農地の利用状況について確認するよう松戸税務署長から依頼があったものでございます。

次に今月の案件は2件でございますが、この2件につきましては関連がございますので、一括して御説明をさせていただきます。初めに相続人ですが、流山市平方で、農業を営んでおられます方で、本件の1番と2番の方の関係につきましては御夫婦でございます。次に今月の利用状況の確認をお願いする特例農地は、平成5年1月22日に父親からの相続により取得した農地でございます。流山市平方の畑、4筆、7,377㎡です。そしてこの7,377㎡の農地については、御夫婦で持分2分の1ずつを所有されているものでございます。議案案内図につきましては11ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第29号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を御報告いたします。

本案につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けて20年を迎えることから、こ

の適用農地の利用状況の確認について、松戸税務署から依頼のあったものでございまして、現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況であります。ハウス内ではトマト、キュウリが栽培され、他の畑では枝豆などが作づけされていたほか、一部では耕起が行われており、適正な管理が行われておりました。

以上のことを基に審議しましたところ、本案については、農業相続人が自ら所有し、自ら農地として使用していることから、全会一致をもって、それぞれ現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。質疑ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第29号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第29号について、原案のとおり回答することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第30号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第30号

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を次のとおり行うとともに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり策定するものとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

- 1 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)について別紙のとおり
- 2 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

別紙のとおり

本案につきましては、国から出されております「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているものでございます。なお、本案の策定につきましては、去る5月24日と本日の総会開催前の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、平成24年度の点検評価(案)と25年度の活動計画(案)について御検討いただき、その原案を策定していただいたものでございます。また、本日の議案の上程に際しましては、国が示しております策定の手順に従いまして、5月の総合農政検討委員会で御承認をいただきました原案に対する農業者等からの意見の募集を、事前に市のホームページを通して行いました。この結果、意見の提出は特にごさいませんでしたので、この結果を踏まえ、本日、2回目の総合農政検討委員会を開催し、原案の決定をいただきましたので、本日、ここで上程をさせていただくものでございます。

原案の内容につきましては、お手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じます。なお、この原案につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただき、ここでは概要についてのみ申し上げさせていただきますと思います。

初めに資料ですが、左上に(別紙様式1)と書かれました資料を御覧いただきたいと思ひます。

初めに1番の点検評価(案)でございます。まず、1ページから説明申し上げます。この中では大きく分けて三つの項目に分けられます。

一つは、1ページから5ページに懸けての「法令事務に関する点検」と、次の6ページから7ページに掛けての「法令事務に関する評価」、そして8ページから11ページに掛けましての「促進等事務に関する評価」の三つの項目に分けられております。

最初に1ページにあります の「法令事務に関する点検」についてでございますが、これは農業委員会の判断の透明性や公平性についての点検を行うものでございます。初めに の1、総会等の開催及び議事録の作成についてでございますが、総会開催日の周知は図られているか、議事録は正確に作成されているか、また、情報公開は図られているか、などを点検するもので、いずれも適正に事務が行われているところでございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思ひます。2の事務に関する点検でございますが、初めに(1)は、農地法第3条の許可について、次に中段にあります(2)につきましては、農地法第4条及び第5条の転用許可について、次に3ページになりますが、(3)につきましては農業生産法人からの報告について、次に3ページの中段にございます(4)、農業者の方などへの情報の提供について、最後に4ページにあります(5)につきましては、農用地利用集積の決定について、事務に関する点検につきましては、以上の(1)から(5)までの5項目について、公平、適正に事務が行われていたか

などを点検するもので、この各項目につきましても適正に事務が行われているところでございます。なお、次の5ページ(4)でございますが、地域の農業者等からの意見等でございますが、こちらは市のホームページで募集を行いました、意見はございませんでしたので、なしとさせていただきます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。 の法令事務に関する評価でございます。平成21年の改正農地法の施行に伴いまして、農業委員会が行わなければならない業務の一つとして、農地法第30条の中で利用状況調査の実施が毎年義務付けられたところでございます。ここでは農業委員会が行ういろいろな業務の中で、法令事務となった遊休農地に関する事項についての活動実績などについて評価を行うもので、本市におきましても農地の利用状況調査や農地パトロールを実施しまして、これによる指導の結果、3.7ヘクタールの遊休農地の解消が図られております。

続きまして、資料の8ページを御覧いただきたいと思います。大きな 番、促進等事務に関する評価でございますが、評価を行う項目は3項目でございます。

初めに、1の認定農業者等担い手の育成及び確保について、次に9ページになりますが、2の担い手への農地の利用集積について、最後に10ページになりますけれども、3の違反転用への適正な対応について、促進等事務に関する評価につきましては以上の3項目でございます。こちらにつきましても、担い手の育成確保や農地の利用集積など、すべての農業委員会で、外部そして内部を問わずはっきり見える活発な活動が強く求められていることから評価を行うもので、中でも農用地利用集積事業の水準につきましては、本市新規設定面積は7.13haと高い実績数値となっております。

続きまして、資料の左上に(別紙要式2)と書いてあります資料を御覧いただきたいと思います。こちらは「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」でございます。この計画は大きく分けて法令事務に関することと促進等事務に関することの二つの項目に分けられております。

まず、1ページにつきましては、 の法令事務(遊休農地に関する措置)についてでございます。こちらにつきましては、先ほど御説明いたしました点検評価の中にもございましたが、農地法の第30条に基づき実施している農地の利用状況調査に関する目標と計画を定めるものでございます。また、2ページから4ページに掛けましては促進等事務についてでございます。こちらにつきましても点検評価の項目の中にもございましたが認定農業者の育成確保についてや農地の利用集積について、また、違反転用についての活動に対する目標と計画を定めるものでございます。なお、この25年度の活動計画の策定に当たりましては、前年度、平成24年度の活動評価を踏まえまして新たな活動計画(案)を策定していただいたものでございます。

最後になりますが、本日、御承認をいただきました際には、この24年度の点検評価と25年度の活動計画を国へ提出をして参りたいと考えております。また、併せまし

て、市のホームページ等にも掲載をして参りたいというふうに考えております。

御説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。豊島副委員長。

豊島副委員長 総合農政検討委員会委員長報告。今日は青野委員長が公務により欠席のため、代わりに副委員長、豊島が報告申し上げます。

議案第30号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本案につきましては、総合農政検討委員会を5月24日の総会前及び本日午後1時30分から開催し、審議いたしました。

本案につきましては、農林水産省が公表いたしました「農地改革プラン」、また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、本市につきましても農業委員会活動に関する「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年の6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

これによりまして、今回は平成24年度事業が終了いたしましたので、「平成24年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。また、これを踏まえまして、本年度の新たな目標を設定し、「平成25年度の活動計画」を策定するものであります。

それぞれの実績に対する評価や新たな計画目標案などにつきましては、お手元に配布させていただきました資料を御覧いただきたいと思います。平成24年度の全体の評価といたしましては、各委員の皆様のご尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

特に、法令事務の農地の利用集積事業につきましては、平成24年度の新規による目標値を農業委員一人30aで合計4.8haと変更しましたが、実績面積が7.13haと目標値の約1.5倍と目標値を上回ることとなりました。

また、利用期間が到来した3.38haの農地が更新されました。

また、農用地の利用状況調査及び毎月実施の農地パトロールを実施したことにより、平成24年度の遊休農地の解消目標面積を3.65haといたしましたが解消面積が3.79haと目標値を上回る実績を上げることができました。平成25年度につきましても新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、さらに委員会活動を推進して参りたいと思っております。

最後になりましたが、本案につきましては5月総会開会前に審議をいたしまして、別紙(案)について5月24日から6月23日までの間、農業者等の方からの意見を市

のホームページで募集いたしました。その結果、特に意見等はありませんでしたので、別紙(案)のとおり策定することで決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。ございませんか。質疑がないようですので質疑なしでよろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり評価及び策定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり評価及び策定することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第31号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧ください。

議案第31号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成25年6月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

1 農地法施行規則第17条第1項関係

2010年農林業センサスでは、市内において30a未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、2010年農林センサスの耕作放棄地面積が経営耕地面積の11.5%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は30aと設定しておりますが、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正が行われ、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限

面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても総合農政検討委員会で御検討をいただきましたので、本日御提案をさせていただいたものでございます。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、先ほど申し上げました1の農地法施行規則第17条第1項並びに2の農地法施行規則第17条第2項、この二つの要件をもって検討をしていただきました。

初めに一つ目の要件、農地法施行規則第17条第1項の中に書かれております要件ですが、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること、とされておりますことから、ここでは耕作面積と農家数を比較し、全体の40%を超えるラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に二つ目の要件、農地法施行規則第17条第2項に書かれております要件ですが、こちらにつきまして要約いたしますと、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、かつ、農地法第3条にある下限面積、千葉県では50aでございますが、この下限面積未満の農家が増加することにより、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢兼業化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができるというふうに定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

また、これらの検討に当たりましては、2010年農林業センサスの確定値が出ましたので、この確定値を基に今回は比較をしていただきました。これは一つ目の要件、また、二つ目の要件も同様でございますが、経営面積や農家数などを検討する場合の数値は、信頼性の高い農林業センサスの数値をもって検討することを原則としているため、この数値により比較をしております。

なお、二つ目の要件の検討に当たりましては、センサスの数値を原則としておりますけれども、平成24年度に流山市でも利用状況調査を実施いたしましたので、この調査における遊休農地面積の割合も考慮し、総合農政検討委員会委員の皆様にご御検討をいただいております。

最後に、今後の予定についてですが、本案につきましても本日御承認をいただければ、国が示しております手順に従いまして、市のホームページ等で公表をして参りたいと考えております。

御説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。豊島副委員長。

豊島副委員長 議案第31号「農地取得下限面積の修正の必要性について」総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本案につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、農林業センサスや利用状況調査の結果などを踏まえて別段面積を定め、これを公示することになりました。

また、平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」の一部が改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議するものであります。

下限面積の設定または修正の必要性について審議する基準については、農地法施行規則第17条第1項に関する基準及び同条第2項について審議することとなっています。

このことから、第17条第1項に関する事項については、2010年農林業センサス確定値で、本市の下限面積30アール未満の農家数が350戸であり、総農家数706戸の49.5%であることから基準の40%を下回らない状況でありました。

また、第17条第2項では、2010年農林業センサス確定値では、本市の経営耕地面積が約32,635aであり、区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び適正な利用を図る必要がある農地が約3,765aで、経営耕地面積の約11.53%と低い状況でありました。

また、平成24年度の利用状況調査においても、調査対象面積約53,496aに対し、遊休農地の面積が、約4,375aで、全体の約8.1%と低い状態でありました。

その結果、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。お持ちの方は挙手をお願いしたいと思います。

14番(水代委員) 流山市では一応新規就農の下限面積というか、それは3反ですよ。全国的というか普通であれば確か5反歩だったと思うんですが、先ほど5反歩から流山が3反歩になったときの経過と、それからよく理解できないんですが、要するに3反歩未満の農家が49.5%いるということは、要するに小面積の農家が多いということは、新規営農した場合には半分の農家以上の面積を新規営農でやらなきゃいけないという規定ですよ。捉え方によれば、何かそのところちょっと腑に落ちないというか、例えば小さな経営農家が多いのであるならば、新規営農も小さくてもいいんじゃない

かなと思うんですが、国のこの方針、指針とマッチがちょっと理解できないんですが、もう一度説明して下さい。

高市議長 はい、次長。

吉田次長 まず、3反になった経過ということでございますが、委員もおっしゃいましたようにまず基本として、農地法3条の中で言っているのは各都道府県50a以上ないと3条で農地の売買、貸借はできないと、北海道は2haだということだと思いますが、知事が認めた場合には基本は50aですが50a未満の設定をすることもできるということでした。改正農地法が施行される前、流山市は40a以上ということで農業委員会で決定されまして、そして千葉県知事の承認をいただいて、40a以上ということでやっていた時期が確かでございます。これでも十分経営の方がやって行けるということもあっておそらく40aに引き下げられたものと思います。今、流山市は転用許可の権限を移譲されておりますが、そのときをきっかけにスリム化、それから事務の簡素化、それから設定も含めてですね、そのときにまず40aに下げたという経緯がございます。そしてその後ですね、農地法が改正されました平成21年12月でございます、これでもってまず農地の所有者が自ら耕作するということを基本として維持はして行きますが、それだけでは高齢化、後継者不足に対応できないということで農地の貸し借りを進めて行こうというふうなことがございました。その改正の一つとして下限面積の弾力化という形で出されておりました。これによりまして本市におきましても、基本は50aでございますけれども、流山市の農家の状況として、一体何10aの耕作をされている農家が多いのかということで見えております。そして、流山の平均的な農家数は約30aの耕作している方が40%以上あるということで、今回の改正後の規定ですか、半分以上あるものですから、40%以上の部分を平均の農家が占めていければいいということで、改正農地法を機に30aに代わってきております。因みに先ほどですね総合農政検討委員会の方に検討していただいたんですが、農業センサスの数字ちょっと申し上げますと、2010年の農業センサスの数字です。流山市の状況ですが、センサスの調査では流山市の総農家数は706戸でございます。そしてこの706戸の経営耕地面積別の戸数の内訳が出ております。そしてその内訳を見ますと、まず30a未満の農家の戸数が全体706戸に対して350戸ございました。それから、30a以上の農家が356戸ございました。ということで、30a未満の農家が350戸、割合にしますと49.5%という割合になります。そして30a以上が50.5%というふうな流山市の農家の構成となっております。因みに20a未満の農家数は全体706戸のうち何戸あるかといいますと、20a未満の農家は181戸ございました。この181戸を全体の706戸と比べてみますと、パーセントで25.6%という数字になります。ということで30a未満の場合はパーセントで49.5%ということで40%を超えております。しかし、20a未満の農家数となりますと181戸でパーセントが25.6%と40%を切ってしまいます。ということで、まず1番目の要件に当てはまる場合は30aは40%を超えていていいんですけども、20aは25.6%で4

0%を切っているので、こちらを適用しての下限面積を設定することはできませんよというふうな考え方になっているものでございます。以上です。

高市議長 よろしいですか。水代委員。

14番(水代委員) 数字と指針については分かるんだけど、なんて言うのかな、本意というかそれがちょっと腑に落ちないのは、例えば耕作地が出てきているところというのは広大なところもあるけれども、小規模な畑が多いんじゃないかなと、で、誰かが新規営農で借りたいという面積が3反歩行かないから新規営農にならないというのもこれちょっとつじつまが合わない感じで、要するに農地借りの場合、新規営農の場合3反歩以上耕作地を取得なり借用しなければいけないと、ということは例えば2反歩もあればいいのに、新規営農、ど素人さんが3反歩取得しなければいけないというのは、これ、何かちょっとおかしいんじゃないかなというところもちょっと腑に落ちないところがあるので、例えば細かい遊休農地が新規営農で例えば1反歩利用できるんですよと貸出なり取得してもらえば、ある程度そういう遊休農地も減ってくるんじゃないだろうかというような考えを持つんですが如何でしょう。

高市議長 局長。

岡田局長 水代委員がおっしゃるとおり私も同感なところはあります。ただ、基本的には改正農地法の施行によりまして、所有する農地から利用する農地へという基本的な考え方が変わりました。また、農家形態の高齢化或いは担い手不足ということから新規就農を推進しなきゃならんという二つの側面とがありまして、正しくこの30aという流山市が設定している30aというのは、新規就農といい、また、耕作放棄地を解消するためのよい数値であるかという私もそこら辺はですね、もう少し見直すべきであろうかなという考え方もあります。基本的に今回議案としてお示ししている分につきましては、いわゆるテクニカル的な部分のところでありまして。私達流山市農業委員会としてのスタンスはですね、確かに30a、3反というようなものが新規スタートを切ったという形ではあります。これを皆様方が御同意であるならば基本的に引き下げて行くと、ただ、それをもってして経営が成り立つかどうかという点もでございます。ですから、他市ではまだまだ50aのところがあったり、40aのところもあったりしているところもあります。流山市は比較的そういう点も御懸念の部分も踏まえて、3反からすると作物的にですね、他に副業があったとしても生活が維持できるんであるかなというところとしての部分に視点をおいて30aとして行ったという経緯をですね、私としては理解しております。確かそういう点も見つめながら、意識を置きながらすべきであろうかなというふうに思いますが、できるならばここで皆様方の御総意としてですね、いや、まだまだそのハードルを下げて新規参入を図っていくんだと、これが流山市農業委員会の姿勢なんだと、そうすればまた話が違いますが、その点がございまして。事務局としてのこれまでの経緯等々を踏まえての30a、3反というのは、一つの標準的な規模かなということでありましてのことと判断しております。確かにそういう御意見もですね踏まえた上

で、設定をしておかなきゃいけないなということは承知の上でございます。ちょっとこれ答弁にならないとこでありますけれども、ちょっと複合的にそこが落ち着いたというところで御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

高市議長 よろしいですか。

14番(水代委員) 要するに国が間違ってるんだよね、考えが。そう思わない。

高市議長 ほかに質疑お持ちの方いらっしゃいますか。ほかに質疑ございますか。

ないようでしたらこれを採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

高市議長 それではですね、これより採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり修正を行わないことに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり修正を行わないことに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第10号「農地違反転用対策委員会の報告について」報告を求めます。中村彰男委員長

中村彰男委員長 報告第10号「農地違反転用対策委員会の報告について」御報告いたします。

農地違反転用対策委員会を、去る6月4日に開催し、流山市上貝塚地先に係る違反転用について、現地調査を踏まえ今後の対応について審議を行いました。

このことから、農地違反転用対策委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

当該事案については、流山インターチェンジ出入口から約500mに位置する農地に、農地転用の許可を得ないで、事務所、倉庫等の建物を含めた資材置場用地として利用されているものでございます。

この事案については、平成25年5月24日に、市民から、北小屋付近で、事務所を建築中であるが、農地法の許可を得て建築しているのかと農業委員会事務局に電話が入り、5月29日に建築の許認可の担当部署である宅地課と合同で、事務局による現地調査を実施し、当該事案の確認をしたものです。

この資材置場については、昭和61年頃から資材置場として使用されているのが、航空写真から確認でき、また、固定資産税については、土地は宅地課税であり、事務所等の建物も平成3年から課税されているとのことでした。

このことから、対象建築物の工事の中止及び撤去については、宅地課が窓口となり関係者に対し指導を行うこととなり、農業委員会では、対象地の農地区分について

は小規模な生産性の低い農地で、農業公共投資の対象となっていない農地であることから第2種農地と判断し、資材置場等への転用が可能な農地であるため、宅地課と連携を図りながら地権者等に対し指導を行うこととなります。

以上のことを基に審議したところ、過去20年以上資材置場用地として使用されていると見受けられますが、「農地法の許可を得ないで利用している旨の通知を土地所有者に発信すべき」との結論に達し、文書発送後の関係者の動向を踏まえ、慎重を期して、ヒアリング等の実施についても検討して行っていくという結論に達しました。

最後に、6月11日付で、地権者に対し「使用者と協議を行い、農地の状況に復旧されるよう」書面で通知をいたしました。

以上であります。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたらお伺いいたします。ございますか。

ただ、この問題につきましてはですね、一般の市民の方からの通報で、事務局が建築中であり、違反建築物と申しますか違反行為があったということでございます。その経緯を、今、逐次進めておりますので、宅地課の方からもそれなりにですね報告が出てくるんでないかと、出てきたら委員会と調整を図り対応しなければなりませんので、一つ皆さんにお見知りおきだけをしておいていただきたい、今はそういう状況でございます。とりあえずですね御報告までに留めておいていただきたい、思います。よろしいですか。

中村彰男委員長 今日はそういう通報があったという報告の経緯をさせていただいたところです。しばらく時間を見て、その後こういう指導をしましたよ、こういう結果になりましたよというのは皆さんの前で時期を見て報告しなくてはいけないと持っている次第です。

高市議長 御苦労さまでした。ほかに質問ございませんね。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月26日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は1件で、移転の原因につきましては相続によるものでございます。

また、内容につきましては記載のとおりでございまして、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上、今月の農地法第3条の3第1項届出の合計は、1件、畑1筆、135㎡でございました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は8件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳ですが、住宅用地が5件、共同住宅が1件、店舗が1件、駐車場が1件でございました。

今月の4条届出の合計は、以上8件、10筆、5,071㎡、地目別の内訳では、田が8筆、3,674㎡、畑が2筆、1,397㎡でございました。

次に、議案書の15ページを御覧ください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は30件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が24件、賃貸借が1件、使用貸借が5件でございました。また、転用目的別では、住宅用地が28件、店舗が2件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上30件、42筆、13,404㎡、地目別の内訳では、田が18筆、5,419㎡、畑が24筆、7,985㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございますか。ございましたら承ります、

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時44分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年6月26日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 中村 彰男

流山市農業委員会委員 酒巻 孝美